

## 第二節 災 害

松野町の天変地異による災害は、風水害と干ばつ害が交錯し、それに天候不順の虫害があり、また地震の被害等も若干あるが、最もその被害の激しいものは、風水害と干ばつであった。遠い昔の災害は、その詳細を知る由がないが、藩政時代から今日にかけては、風水害や干害や虫害等が、百姓を貧困のどん底へおとし入れてきた。

藩政初期の寛永年間から元禄年間にかけては、大風水害や大旱魃が十数回も起こり、延宝六年の大暴風雨は田畑や井堰を流失し、元禄六年には大洪水と旱魃が交錯し、田畑や井堰が荒廢したのみでなく、食料がなくて飢饉となり、百姓は天を仰いで嘆き悲しみ、ようやく飢食米や野草で命をつないだ。

藩政時代中期には、世に有名な享保の飢饉が起こった。この享保の大飢饉は、享保六・七年の風水害に同九年の干ばつがつづき、宇和島藩は他領から穀物の移入を許して当座をしのがした。同十六年には風水害につづいて同十七年の蝗害が相次ぎ、いわゆる享保の大飢饉となったものであった。幕府より下行米と拝借金<sup>(一七三三)</sup>の制が行なわれ、この時目黒村の庄屋毛利与右衛門は、私財の米銭を村民に分け与えて飢をしのがし、吉田藩主よりその功を賞され、吉田藩八十三ヶ村の庄屋頭を仰付られたと伝えられている。

藩政時代後期にも、数多く風水害や干害に見舞われている。寛政十二年の干ばつは、八十七日間にわたって日照りがつづいて大不作となり、祝井村の如きは稲作が皆無となり、隣村から米麦の援助をうけて糊口をしのいだと伝えられている。文化元年八月二十九日の風水害は、前代未聞の大暴風害といわれ、家屋の全壊や半壊が、松丸二軒・豊岡九七軒・延野々一四七軒・富岡三十軒・上家地三十軒と伝えられ、宇和島藩は潰家に対し救米を出し、百姓潰家に二斗・馬屋に一斗・無縁潰家に一斗五升・半潰に一斗を分ち与えているが、延野々村からは死者一人が出ている。なお吉田藩領については、この記録は残っていないが、同一条件地域のことであり、大同小異であったとみられる。

天明の飢饉は、天明二年と同三年に暴風雨と洪水が相次ぎ、五穀が実らず大飢饉となった。「毛利氏歴要紀略」は、目黒村の状況を記して、

「村民蕨之根葛之根を掘り樗之実を拾ひ、今日の活計を送りたれども、田地を耕すに力なく、種々に愚考して、持分之田畑を人に譲らんと計里、一飯を与ふれば田参反を与ふと、食乏しきより耕作に力なく、村人日々に露命を繋ぐ事に心を致し云々」

と伝えており、またこのような飢饉時にも、年貢の免除や延期は行なわれず、藩から銀七貫五百目を目黒村へ借入れ、年貢米豆を買入れ上納したことを伝えている。

天保の飢饉は、天保二年から毎年洪水が打続き、それに天保三年には七十七日の干ばつがあり、天保七年に霖雨に加えて暴風雨があり、天保八年の大飢饉となったものであった。なお天保年間には、同十年に六十九日の旱魃、同十二年の地震、同十三年の暴風雨があり、土家地部落では同十三年の山崩れが伝えられている。

弘化二年には旱魃があり、祝井部落の百姓は、広見川上に延長九十六間の樋をかけ、延野々の落垂水をうけて田に漉いだと伝えられ、当時の干害苦を遺憾なく物語っている。

安政元年の大地震は、松野町地域には珍しい大地震であった。この地震は、十一月四日昼八つ時よりゆり始め、五日の昼八つ半頃より大地震となり、飛鳥も落ちんばかりであったと伝えられている。村人達はあまりの大地震に驚き、皆沖台に小屋掛けをしてこれに移り、いったん静まったので家に帰ったが、七日朝四つ頃からまた大地震となり、人々は再び小屋に走り、その後日に幾回となく余震があり、同月末までこのような状態がつづいたといわれている。この地震では家屋の崩壊はあったが、人蓄の被害はなかったようである。

藩政時代の災害は、実に悲惨なものであった。百姓は耕地を荒らされて復旧に苦しみ、食に窮して飢餓に泣いた。社会保障制度がすんだ今日では、とうてい考えられないような悲惨なものであった。

〔二八八六〕  
明治十九年には、六十年来といわれた暴風雨が二度もあり、田畑が多く流失したばかりでなく、十三人の死者までも  
 だ。この風水害は、八月二十日の夜から暴風雨がおこり、増水した河川は氾濫して大洪水となり、延野々・松丸・吉  
 野の沖台は一面の湖となり、祝井部落は孤立して中洲となった。

また九月九日から降りだした雨は、翌十日には暴風雨となって大洪水を招き、水位は前回の洪水よりも二尺も増し、  
 松丸では旧庄屋敷芝梯吉邸の石垣まで及んだ。この暴風雨で随所に崖崩れがあり、上家地の松田福治宅は崖崩れのた  
 め家屋が崩壊し、同居者十三名が圧死する惨状をうんだ。

〔二八九三〕  
明治二十六年には、七月八月と早魃がつづき、方々の川底へ井戸が掘られ、その水を田へ灌水したと伝えられている。  
 現代の大正昭和の年代になっても、風水害・霖雨害・霜害・早魃が交錯し、毎年のようになんらかの天災地変が起  
 り、農作物や土木施設に被害を及ぼした。

〔二九四七〕  
昭和二十年の風水害は、いわゆる枕崎台風と呼ばれる風水害であり、九月十七日から十八日にかけて襲来した台風  
 は、暴風雨となって荒れ狂い、大洪水となった河川は、氾濫して堤防を決潰し、田畑を流し人家にまで浸水した。

なかでも洪水の激しかったのは広見川であり、松丸・吉野・蕨生部落の平地帯は、人家のほとんどが床上浸水の被害  
 をうけ、大門橋や天神橋や祝井の鉄橋等も流失し、護岸の破壊されたものは数知れぬほどであった。

この暴風雨の災害は、戦争直後の食糧難の時代のことであり、農作物に与えた被害は甚大で農民自身が食料に困り、  
 闇米の価格は一躍はね上がり、戦後の経済に大混乱を及ぼしたものであった。

〔二九四六〕  
昭和二十一年の南海地震は、家屋や人畜に被害はなかったが、地盤に変動が起こり井戸水がかれるところがでた。

〔二九六七〕  
昭和四十二年の早魃は、近年にない大早魃であり、七月から九月に及んだ干天に、農作物の被害は勿論飲料水にこと  
 なく状態にまでなった。しかしながら近代文明の恩恵により、灌漑用のポンプやパイプを使用し、最少限にその被害を  
 くいとめる措置がとられた。今や災害の対策は、昔と異って予防的になり、恒久的な対策が講じられつつある。



昭和20年枕崎台風の洪水状況

#### 【災害夜話】

天変地異の災害は、米麦作りの百姓に重荷であり、風水  
 害や早魃等は、百姓を貧困に追いやるものであった。

藩政時代においては、よく飢饉がおこり、百姓自身が飢  
 に苦しんだが、それは天災に加えて苛酷な藩政が行なわ  
 れ、年貢に米麦や豆類を強制せられ、米麦作りの百姓に米  
 麦がなく、ために食に飢えたのであった。

天明の飢饉に目黒村庄屋は、年貢の延期を願ったが許さ  
 れず、藩から銀七貫五百目を借入れ、その銀子で年貢米を  
 買入れて納め、その後借入金が期限内に支払えず、庄屋や  
 村役人が咎をうけ、御役御免になっている。

飢饉時の百姓や町人の食物は、蕨やかずらの根や木の実  
 や木の皮であり、このような食生活は、戦時中に非農家の  
 者が体験したが、飢をしのぎ命をつなぐぎりぎりのもので  
 あり、人心はすさび道義は乱れ、作盗人や作争いが絶えな  
 かったものである。

昔の土木工事は、木材や石や三和土で造られ、災害復旧  
 工事の負担は、地域住民に重荷であった。戦後は鉄筋コン  
 クリート造りに改良され、天災の害が軽減されてきた。

年次別災害一覽表

災害年月日		災害内容	災害年月日		災害内容
一六〇九	慶長十四年	大雨、洪水	一七二九	享保十四年	暴風雨、蟲害
一六三一	寛永八	大雨風	一七三二	全 十六	風雨
一六四九	慶安二	大地震	一七三三	全 十七	洪水、蝗蟲害、(飢饉)
一六六三	寛文三	旱魃	一七四二	寛保二	大雨風、大洪水
一六六六	全 六	暴風雨、大洪水	一七四四	延享元	風雨(不作)
一六七三	延宝元	洪水	一七四八	全 四	旱魃
一六七六	全 四	大雨風	一七八二	天明二	暴風雨、洪水
一六七八	全 六	暴風雨洪水、井手川流失	一七八三	全 三	大雨、大洪水(飢饉)
一六八八	元禄二	大雨、洪水	一七八四	全 四	霖雨、大洪水
一六九三	全 六	洪水(旱魃)	一七九九	寛政十一	旱魃、大不作
一六九四	全 七	大早晚	一八〇一	享和六	暴風雨、洪水
一七〇二	全 一五	大暴風雨、洪水	一八〇四	文化六	暴風雨、大洪水(倒家多し)
一七〇三	全 一六	大雨風	一八一五	全 十二	七月
一七二五	正徳五	暴風雨、洪水	一八二六	文政九	五、二〇
一七二二	享保六	暴風雨、洪水	一八三二	天保三	(七十七日)
一七三二	全 七	暴風雨、洪水	一八三六	全 七	霖雨
一七二四	全 九	旱魃、他領より食料輸入	一八三七	全 八	(飢饉)

一八三八	天保十年(六十九日)	旱魃	一九二八	昭和三年	八、一八	暴風雨、洪水
一八四一	全 十二	地震	一九二九	全 四	自七、一〇	旱魃
一八四二	全 十三	大風雨洪水、上家地山崩れ	一九三〇	全 五	至九、一九	暴風雨、洪水
一八四五	弘化二	旱魃	一九三二	全 七	七、二	大雨、大洪水
一八四六	全 三	大風(倒家松丸地域二戸)	一九三四	全 九	自七、二七	旱魃(九、二、室戸台風洪水)
一八五四	安政元	大地震(倒家出る)	一九四五	全 二十	至八、三〇	暴風雨、洪水(枕崎台風)
一八五五	全 二	洪水	一九四六	全 廿一	一、二、二一	地震(南海地震)
一八八六	明治十九	大暴風雨、大洪水(祝井孤立)	一九四九	全 廿四	六、二一	暴風雨、洪水(テラ台風)
〃	全 〃	大洪水(死者十三名)	一九五〇	全 廿五	九、三	暴風雨、洪水(シエーン台風)
一八九〇	全 廿三	洪水	一九五一	全 廿六	一〇、一五	暴風雨、洪水(ルース台風)
一八九三	全 廿六	大旱魃(川底へ井戸を掘る)	一九五三	全 廿八	自七、二三	旱魃
一八九六	全 廿九	暴風雨洪水(倒家あり)	一九五四	全 廿九	九、二六	暴風雨、洪水(洞爺丸台風)
一八九九	全 卅二	暴風雨(倒家出づ)	一九五八	全 卅三	自七、中旬	旱魃
一九〇三	全 卅六	大地震	一九六一	全 卅六	至八、上旬	暴風雨洪水(第二室戸台風)
一九二〇	大正九	(霜害)暴風雨 大洪水	一九六三	全 卅八	自四、二八	霖雨
一九二三	全 十二	(霜害)暴風雨 洪水	一九六四	全 卅九	自七、上旬	旱魃
一九二五	全 十四	暴風雨、洪水	一九六七	全 四二	至八、二四	早魃(八、二四・九、二五)
一九二六	全 十五	大雨洪水、旱魃、雹害	一九六八	全 四三	自七、二八	大旱魃
					至〇、二八	
					十一月	
					六月	
					十月十二月	

◎本表は、明治村誌、毛利氏歴史要記畧、郷土資料により作成したものである。

## 第十八節 享保及び延享の飢饉と疱瘡の流行

## 一、享保の飢饉

享保年間には、享保六年(一七二一)から同七年・同九年・同十四年・同十六年と暴風雨や洪水がつづき、享保十七年は大洪水に(一七三二)加えてうんかの害が発生し、たびかさなる天災に作物が荒らされ、ついに西国一円の大飢饉になった。

幕府は対策に苦慮し、諸国の大名に命じて蔵を開かしめ、その国々の領民を助けさせると共に、更に各地の富有な者に諭し、民衆に米や銭を与えて救わせたが、それでも西国では多くの餓死者がでた。

松山藩に於ては、同年十一月十九日、幕府に届出た記録に、餓死者男二千二百十三人女千二百七十六人合計三千四百八十九人、たおれて死んだ牛馬三千余頭とあり。義農作兵衛が、麦種を枕に餓死したのもこの時である。

宇和島藩に於ては、田畑の損害七百三十六町二段六畝十六歩にわたり、損害高九万五千五十七石余であり、この中八百六十石余は水損、九万九千七百七十七石余は虫害であった。(一七三三)享保十七年八月十七日、御家中へ出した触書は、

「郷中稲虫夥敷生じ、田方莫大の損にて上下一統の損亡に付、可<sub>レ</sub>納石数凡の積訴出候処、過分の引方御家中御養にも行渡り兼候、(中略)家人人数多数の面々は飯料も不足可<sub>レ</sub>申哉、何分取統候様可<sub>レ</sub>致候。

とあり、同月廿六日幕府へ出した届書は、

「私領伊予国宇和島当秋作物虫付皆無之処、相残候処二三分も可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉、追て虫入相増候に就て、

収納の節に至り如何可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉難<sub>レ</sub>計旨、在所より申越候間、先御届申上候。以上」  
と、被害状況を報告している。

これより先宇和島藩は、享保十五年から救いの手をのべ、米・麦・大豆・味噌などを飢饉地に与えたが、享保十七年(一七三二)には大麦八七〇俵を飢饉食として出し、災害復旧の土木費用としては、米二千六百十俵余りを出して対策とした。

吉田藩の状況は、藩の幕府報告に、損害高二万七千五百四十四石余り、その内水害が二千二百八十二石余、虫害が二万五千二百三十二石余と記し、また伝えられるところによると、餓死者二万四千六百人とされている。  
吉田藩の届書は、

「私領伊予国吉田当春以来、夏中雨降続麦不作に御座候、其上連日の雨天故、田付虫付稻悉及<sub>レ</sub>損失<sub>一</sub>候、当七月上旬漸四五日快晴、殊之外暑強虫付弥増罷成、今以虫退不<sub>レ</sub>申、稻作皆無の村浦数ヶ所有<sub>レ</sub>之、損毛之高如何程に可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>哉、未相知不<sub>レ</sub>申候、此通に御座候はば、皆無に可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>趣に御座候、委曲追々可<sub>レ</sub>申上候、右不作に付、在浦の者は及<sub>二</sub>渴命<sub>一</sub>候躰の者、多有<sub>レ</sub>之趣に御座候、右の旨御届申上候。以上  
子七月廿六日

「享保十七年十一月十二日御損毛石高御届

私領分伊予国吉田当年稻作虫付損毛の儀先達一通御届申上候、右損毛高吟味仕候処、左の通御座候。

一高二万五千二百三十二石余、虫付損毛。但現米に積一万千三百三十二石一斗九升余

一高二千二百八十二石余、風雨損毛。但現米に積七百九十七石五斗余、是当六月御届仕候

右の通御届申上候。以上、

子十一月十二日

伊達遠江守  
(村豊)

と、当時の天候不順の状態を記し、かなり具体的に損害を報告している。

享保の飢饉対策は、時の將軍徳川吉宗によって施策が命ぜられ、飢民の救助は領主の責任と定め、幕府から飢民救済の恩貸金が出された。

幕府の恩貸金は、十万石の宇和島藩が一万両、三万石の吉田藩が三千両であり、各藩はこれで食糧を買い与え、その他の施策として、物価の安定令・節約令・土木救済事業などを施行したが、ほとんどの藩がかなりの餓死者を出した。

時に目黒村庄屋毛利伝左衛門元統は、私財の米麦や金銭を村人に分け与え、もって村人の飢をしのがせたといわれ、その功績を藩主伊達村豊に賞せられ、吉田領庄屋頭を仰付けられたと伝えられている。

その記録は、

「享保十七年壬子四国西国大飢饉にて、穀登<sub>くま</sub>らず民餓死するもの殆ど拾七万人ニ至る。幕府諸国之大名に令して蔵を開かして其国々の村民を救<sub>す</sub>はしめ、また江戸大坂諸国之富有之ものに諭して、餓死せんとせしものに金銀米銭を恤<sub>あは</sub>ましめ飢を救ふ。其時毛利伝左衛門私之米銭を村民に分ち与へ飢を凌がしむ、依て吉田領主伊達公より賞せられ、八十三ヶ村之庄屋頭被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>たり。」(毛利氏歴要紀畧)

と記している。

享保の大飢饉に際し、宇和島藩河原淵組の村々は、享保十五年頃から藩からあわれみ助けられており、当然餓死者が出たことが考えられるが、今日ではその記録が不明であり、また吉田藩領吉野組の村々も、その記録が不明である。

## 二、延享の飢饉

寛保二年に暴風雨と大洪水があり、人家や田畑が流失して災害をうけたが、更に延享元年にはまた風水害がおこり、前年からの天災に凶作がつゞき、百姓は収穫がなく飢饉に苦しんだ。

その記録は、「毛利氏歴要紀畧」が、

「延享元年諸国穀登らず、前年かり之兇年にて穀物天下に少なく、民食を求むるに心を尽し、道の遠きをいとわず一飯を三里に求め、老たるもの幼きものは、食ある地に至らざる前に餓死するにいたる。」

と、飢饉の惨状を記し、更に筆を進めて、  
故に青木敦といふ人幕府之許を乞ひて甘薯を琉球より取帰り、諸国村浦島々に分ち植えしむ、翌年琉球芋大に蔓延して民食を求め餓をまぬかれ、諸国の民大に悦び世俗芋を称していのちの蔓<sub>つづ</sub>いもと云、

此年幕府諸国に令して甘蔗之苗を支那より求め、諸国に分ち培養せしむ、又砂糖之製法を長崎港に於て仏蘭西人に学び、砂糖白製白中製黒製を始め、諸国江運送して世に便ならしむ。是より砂糖世の中に専ら用いらる。」

と、甘蔗や甘蔗の伝来を伝え、更に砂糖の製造を記している。

しかしながら、「毛利氏歴史要紀畧」の記事には問題があり、甘蔗の試作は享保十二年に幕府で行われ、その後諸国へ植付けが奨励され、甘蔗は享保十九年に江戸城の吹上園で栽培され、それから諸国に普及している。

したがって、甘蔗や甘蔗の伝来は、「毛利氏歴史要紀畧」の延享元年の伝来記事は誤りであるが、ただこの記事から考えられることは、吉田藩領への甘蔗や甘蔗の普及は、延享の飢饉以後であつたとみられることである。

なお砂糖は、藩政時代を通じて贅沢な貴重品であり、一般に甘蔗が精糖されるようなことはなく、ただ大正年代の頃までは、農家の一部で玉蜀黍と共に、甘蔗を畑の端作として栽培していたなごりがあり、富有な一部の百姓が、甘蔗を栽培し黒砂糖を作っていたとみられる。

## 第二十四節 天明の飢饉と村名改称

## 一、天明の飢饉

(二七八二)

天明二年から同三年に、暴風雨と大洪水がうちつゞき、河川は氾濫して耕地をいため、穀物は実らず大凶作となり、民衆は食に飢えて餓死者が出た。いわゆる天明の大飢饉であり、宇和島吉田両藩も、これを免れず犠牲者をだした。

飢饉の惨状は、食に飢えた百姓が、一飯を求めて田畑を手離す状態になり、宇和島藩は口入米を貸付け、樫谷村などはこれで一時をしのいだが、吉田藩は銀子の貸付けて物成を取りたて、領内の百姓は四苦八苦した。目黒村においては、銀七貫五百目を借受けて年貢を納め、その後返済ができず庄屋が罪をうけ、次の如く伝えられている。

「天明二年壬寅より同三年迄諸国大饑饉米一升の価銀三拾七匁なり。目黒村も深山幽谷の中なれば五穀登らず民大ニ食用に苦み故に御年貢其外共納むる事あたはず、よつて当庄屋并村役人共大ニ心配いたし庄屋少し之米金を村民に借し与へ其年之年貢を納めしむの比なれば、村民蕨之根葛之根を掘り樗之実を拾ひ今日之活計を送りたれども田地を耕すに力なく、種々に愚考して持分の田畑を人に譲らんと計り一飯を与ふれば田老反を与ふと、食乏しきより耕作に力なく村民日々露命を繋ぐ事に心を至し、庄屋村役人共種々救助し力を農事に進むると雖食用足らず、故に毛利金吾吉田表に出勤し屢々歎願し御年貢上納延期を御嘆申□候得共、御上体ニ於テ少しも御聴入無<sub>レ</sub>之、□より銀七貫五百目御上体より目黒村江借受三ヶ年ヲ期し可<sub>レ</sub>返済申上ニ其銀を以て其年之御年貢米豆ヲ買入上納仕、其後返金之期ニ至ルと雖モ村内貧窮にして返金難<sub>ニ</sub>出来、庄屋役村役人共精々相諭し尽力すと雖も返金之手段相成難く、吉田表より八度々御督足相成候得共返金の途相立不<sub>レ</sub>申候より、組合庄屋役之者を以テ吉田表江歎願書出候得共御聞届無、其上目黒村庄屋村民取計らひ向不行届ニ付庄屋役御免之上持地不<sub>レ</sub>残被<sub>ニ</sub>召上<sub>ニ</sub>候。

(毛利氏  
歴史記畧)

第二十七節 天保年間の天災と飢饉

一、天保三年の干魃飢饉

〔八三三〕  
天保三年の天災は、干魃が七十七日の長期に及び、百姓は不作に泣き食物に困窮した。平常でも重い年貢に穀物の乏しかった百姓は、凶作で食料がなく野草を食べて命をつないだ。

宇和島藩においては、この時の村の食料状況を報告させたが、富岡村の報告書は、

「上 覚

去冬以来難澁者共致<sub>レ</sub>飢食、候食物類残り有<sub>レ</sub>之候ハバ吟味之上差出候様被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>畏候、小内吟味仕候処葛之根並わらび者給仕見申候

右食物之儀者左之通ニ御座候

一、葛根者だんごにして山菜を入味噲無<sub>レ</sub>御座<sub>ニ</sub>者者塩<sub>ニ</sub>而たき給申候

一、蕨者宜処者塩醬油から<sub>ミ</sub>類<sub>ニ</sub>暫不宜処計食物ニ仕申候給残右同断

一、こびの根右同断

山菜之品左の通

一、黒はぜのめぐみ 一、こもち菜 一、ふうふう菜 一、ぶよぶ菜 一、くきぎ菜 一、よもぎ菜

一、いたぶ菜 一、げんげ草 一、たむらこ草 一、をばこ草 一、えのきの葉

右様之品を苞合少々食物ニ仕申候

一、蕨かすニ粉ぬかを入食物ニ代候ハつたい少々差出申候

一、米のぬかニすむぎを入もちにして相食申候

一、粉ぬか三升にきび苞合入食物ニ仕候はつたい少々差出申候

右之通之品を日々食用に仕飢命ヲ相凌申候、御尋ニ付被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候ニ付此段申上候、以上

(天保四) 己六月廿五日

富岡村庄屋 杉本伝右衛門

古 沢 猪 兵 衛 様

(富岡村庄屋文書)

と、当時の食料の実態を報告している。

二、天保七年の飢饉

〔八三六〕  
天保七年には霖雨が久しくつゞき、真夏の氣候が十一月の如く寒く、ために五穀が実らず凶作となり、百姓は食料に困り年貢に苦しみ、いわゆる天保の大飢饉となった。

この時目黒村の状況は、

「天保七年丙申淫雨はげしく、夏寒きこと十一月の如し、故に五穀登らず天下大飢饉、何れの国も餓死するもの拾万人に到る。奥羽誠ニ甚し、

竹之実熟す故に、飢をしのがため民争ふて竹の実を食ひ、又草木之葉を摘て食す。唯松杉之葉ノ

ミ食する事能はざる故残り其余を食す。」 (毛利氏歴要紀畧)

と、竹の実や木の葉まで喰べたことを記している。

この天災の飢饉は、宇和島・吉田両藩全域であり、宇和島藩では藩米の貸付けを行い、当座の食料として飢をしのがせたが、富岡村の借入米は、前後二回で二十六石四斗であった。その記録は、

「天保酉三月十五日、去申年雨繁ニ付米拾七石式斗藩より借用

同年六月、

同様の理由で米九石式斗借用」

(富岡村庄屋文書)

と、記されている。